

第 39 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 9 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例
 神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水図書館</td> <td style="text-align: center;"><u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u>	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水図書館</td> <td style="text-align: center;"><u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u>	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u>																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u>																
[略]	[略]																
<u>(駐輪場の利用料金)</u>																	
第4条 図書館（神戸市立垂水図書館に限る。）の駐輪場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を																	

指定管理者の収入として収受させる。

2 前項の駐輪場を使用する者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

第5条～第8条 [略]

(指定管理者の指定等)

第9条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条及び第6条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第9条第1項に規定する指

第4条～第7条 [略]

(指定管理者の指定等)

第8条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指

定管理者」とする。

第10条 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

(指定管理者不在等期間の使用料)

2 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第4条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

3 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第4条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

別表（第4条関係）

区分	金額
自転車	1日1回につき100円

定管理者」とする。

第9条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田区楠町7丁目2番地にある神戸市立図書館は、この条例によつて設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立垂水図書館を移転し、移転後の神戸市立垂水図書館において利用料金を徴収する駐輪場を設けるに当たり、条例を改正する必要があるため。